

《審議事項》

1 荒川地区地域まちづくり協議会設置に係る区域設定について

市民協働のまちづくりの推進母体として設置を予定している地域まちづくり協議会の区域設定については、集落の基礎的コミュニティ単位でなく、地域活性化やまちづくりの観点から一定のまとまりのある範囲を想定しています。

荒川地区では、様々な活動の中で、各集落と荒川地区全体の間中に位置するまとまりがなく、各種の団体は荒川地区という一つのまとまりで活動をしてきたというのが現状です。一方、歴史・文化的な面では、旧村の単位でもある小学校区（保内・金屋）も重要な要素です。

考えられる区域設定として、例えば

荒川地区全体で一つの地域協議会を組織する

保内地域と金屋地域でそれぞれ協議会を組織する

保内地域

貝附、花立、荒島、春木山、上鍛冶屋、
下鍛冶屋、梨木、切田、十文字、野口、
坂町住宅、坂町、坂町駅前、藤沢、山口、
羽ヶ榎、田島、佐々木、荒川松山、
前坪団地、堤下団地

(21 集落、2,577 世帯 7,796 人)

金屋地域

金屋、鳥屋、大津、中倉、名割、中野
長政、両親、荒屋、海老江

(10 集落、923 世帯、3,128 人)

などが挙げられます。

2 地域まちづくり協議会への財政支援の基本的考え方について

市民協働のまちづくりの基本は、「地域活性化支援」であることから、地域課題解決、既存事業や新たな地域活性化のための事業、町内・集落活動への支援や人件費や視察研修費など幅広く活用していただける交付金としての財政支援を考えています。

このため、事業に対する補助金ではありませんので、地域の実情に合った地域の元気づくりのために弾力的に活用していただきたいと考えています。

なお、あえて考えられる事業例を示すと資料 - 5 のようなものが考えられます。また、交付金の算出方法としては、地域まちづくり協議会内の人口、世帯数、行政区数などから慎重に交付額を決定したいと考えています。